

一般財団法人蛋白質研究奨励会における公正な研究推進に関する取扱規程

平成27年11月1日理事長裁定

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人蛋白質研究奨励会の学術研究の信頼性と公正性を確保するため、研究者が遵守すべき事項を定めるとともに、研究活動における不正行為に起因する問題が生じた場合の対処について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、ねつ造、改ざん、盗用等、研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして逸脱の程度が著しいものをいう。

(研究者の責務)

第3条 研究者は不正行為を行ってはならない。

(研究倫理委員会)

第4条 公正な研究活動を推進するとともに、不正行為に対処するため、研究倫理委員会を置く。

- 2 委員会に委員長を置き、理事長を以て当てる。
- 3 委員会の構成、審議内容等については、別に定める。

(不正行為への措置)

第5条 不正行為が認められた場合は、必要な処分を行うとともに、速やかに原因の究明を行う。

(異議申し立て)

第6条 不正行為を行った旨の認定を受けた対象研究者はその通知を受けた日から14日以内に、研究倫理委員会に異議申し立てを行うことができる。

(その他)

第7条 この規程に定めのないものについては、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に準拠するものとする。

附 則

この規程は平成27年11月1日から施行する。